



2025年3月28日
株式会社 山梨中央銀行

職員およびパートタイマーの賃上げの実施について

株式会社山梨中央銀行（頭取 古屋 賀章）は、優秀な人財確保、物価上昇への対応、職員のモチベーション向上等を目的として、昨年に引き続き下記の通り賃上げを実施いたします。

当行は、人財を重要な経営資本と位置付け、今後も人的資本への積極的な投資に取り組み、職員が生き生きと安心して働くことができる環境を築くことで、豊かで、活力や幸福感に満ちあふれた「well-beingな社会」の実現に貢献してまいります。

記

1. 賃上げの概要

職員については、優秀な人財確保を目的とした初任給引き上げへの対応、物価上昇への対応、2025年4月からスタートする新中期経営計画の達成に向けたモチベーション向上等を目的として、人事制度の一部見直し等を行い、年間で約6%（基礎額比）の賃上げを実施いたします。

また、パートタイマーについても一律40円の時給引き上げを実施するとともに、営業店で勤務する一部のパートタイマーには別途30円の時給引き上げを実施いたします。

2. 実施日

2025年4月1日

以上